

各務原市要介護認定等に係る資料の提供に関する要綱

(平成28年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る被保険者の資料（以下「資料」という。）を、当該被保険者本人（以下「本人」という。）、親族その他の関係者の請求に応じ提供する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供する資料の範囲)

第2条 提供する資料は、次に掲げる本人の要介護認定等の資料であって現に市が保管しているものとする。

- (1) 認定調査票（特記事項を含む。）
- (2) 主治医意見書
- (3) 介護認定審査会資料（一次判定資料を含む。）
- (4) 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（区分変更決定通知及び却下通知を含む。）

(資料の請求ができる者の範囲)

第3条 資料の閲覧又は写しの交付の請求（以下「資料の請求」という。）ができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本人
- (2) 本人の法定代理人又は法定相続人
- (3) 本人の3親等以内の親族
- (4) 次のいずれかに該当し、現に介護を行っている者又は介護を行っていた者（以下「介護者」という。）として市長が認める者
 - ア 本人と生計を同じくし、かつ、同居する者であって、契約書等（本人に係る介護保険事業所（介護保険法に基づくサービス（以下「介護保険サービス」という。）を提供する事業所をいう。）との契約書、重要事項説明書その他の通常本人が管理し、又は保管している書類をいう。以下同じ。）の管理を行っているもの
 - イ 本人と生計を同じくし、かつ、内縁関係にある者であって、契約書等の管理を行っているもの
 - ウ その他介護者であると認めるに足る事実があると市長が特に認める者

(資料の請求ができる目的の範囲)

第4条 資料の請求は、前条各号に掲げる者が、次に掲げる目的に使用する場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 要介護認定等の結果について、審査請求を行う場合の資料とする場合
- (2) 被相続人である本人の遺産分割を行う場合その他これに類する場合において、献身的に介護を行ったことを主張するための根拠の資料とする場合
- (3) 本人の医療機関の転院を行う際に要介護認定等の情報が必要な場合
- (4) 損害保険の後遺障害等級認定審査等又は損害保険の加入若しくは継続の契約に提出する資料として必要な場合
- (5) 本人の生命保険の介護給付金等の受取に際し資料として必要な場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が本人の介護保険サービスの向上に資すると認めた場合

(資料の請求の手続)

第5条 資料の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、介護認定等に係る資料の請求書（別記様式）により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出して請求しなければならない。

- (1) 請求者が本人の場合 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他当該請求に係る本人であることを確認できるもの
- (2) 請求者が本人の法定代理人又は法定相続人の場合 戸籍謄本、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書その他法定代理人又は法定相続人の資格を証する書類及び当該法定代理人又は法定相続人に係る前号に掲げる書類
- (3) 請求者が本人の3親等以内の親族の場合 戸籍謄本、住民票その他3親等以内の親族であることを証する書類及び当該3親等以内の親族に係る第1号に掲げる書類
- (4) 請求者が介護者の場合 契約書等、住民票その他介護者であることを証するに足る書類及び当該介護者に係る第1号に掲げる書類

(主治医意見書を作成した医師への確認)

第6条 市長は、前条の規定による請求の対象に主治医意見書が含まれているときは、当該主治医意見書を作成した主治の医師（当該主治の医師としての職務を引き継いだ医師を含む。以下「主治医」という。）に対し、主治医意見書の内容の全部を提

供することの支障の有無を、書面で確認するものとする。

2 主治医は、前項の規定による確認があったときは、市長が定める日までに回答するよう努めるものとする。

3 市長は、前項の規定による回答を得た場合は、当該回答の内容を参酌し、主治医意見書の全部又は一部を提供するものとする。

4 市長は、第2項の規定による回答が得られない場合で次に掲げるときは、主治医意見書の全部を提供するものとする。

(1) 電話等により当該主治医に回答の要請をしてもなお、特別の理由もなく回答が得られないとき。

(2) 当該主治医の所在が明らかでないとき。

(資料の提供)

第7条 市長は、前条の規定による確認が必要なときその他資料の提供に支障があるときを除き、速やかに資料の提供を行うものとする。

(資料の提供を受けた者の遵守事項)

第8条 資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 第4条各号に掲げる目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 提供を受けた資料をみだりに他の者に閲覧させ、又は提供しないこと（第4条各号に掲げる目的に使用する場合を除く。）。

(3) 提供を受けた資料を紛失しないよう適切な注意を払い、管理すること。

(4) 必要がなくなった資料は、確実かつ適切に廃棄すること。

2 市長は、資料の提供を受けた者が、前項各号に規定する事項を遵守しなかったと認めるときは、当該提供を受けた者について、以後の資料の提供を行わないことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、資料の提供に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

介護認定等に係る資料の請求書

年 月 日提出

（宛先）各務原市長

各務原市要介護認定等に係る資料の提供に関する要綱第5条の規定により、次のとおり資料の（ 閲覧 ・ 写しの交付 ） を請求します。

請求者	住所	〒 ー 電話番号（ ） ー		
	氏名			
	被保険者との続柄			
被保険者（本人）	住所	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ住所 〒 ー 電話番号（ ） ー		
	氏名			
	被保険者番号	生年月日	年 月 日生	
被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 被保険者本人 <input type="checkbox"/> 被保険者の法定代理人又は法定相続人 <input type="checkbox"/> 被保険者の3親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 現に介護を行っている者又は介護を行っていた者として市長が認める者 （ ）			
請求の目的	<input type="checkbox"/> 要介護認定等の結果について、審査請求を行う場合の資料とするため。 <input type="checkbox"/> 被相続人である本人の遺産分割を行うときその他これに類するときにおいて、献身的に介護を行ったことを主張するための根拠の資料とするため。 <input type="checkbox"/> 本人の医療機関の転院を行う際に要介護認定等の情報が必要なため。 <input type="checkbox"/> 損害保険の後遺障害等級認定審査等又は損害保険の加入若しくは継続の契約に提出する資料として必要なため。 <input type="checkbox"/> 本人の生命保険の介護給付金等の受取に際し資料として必要なため。 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
請求の対象	年 月 日から 年 月 日までの期間の <input type="checkbox"/> 認定調査票（特記事項） <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 介護認定審査会資料（一次判定資料を含む。） <input type="checkbox"/> 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（区分変更決定通知、却下通知を含む。）			
確認書類				

私は、資料の提供を受けるに当たり、（請求者署名）

裏面の事項を遵守することを宣誓します。 _____

(裏面)

遵守事項

- 1 私は、提供を受けた資料を、請求の目的となった目的以外には使用しません。
- 2 私は、提供を受けた資料を、みだりに他の者に閲覧させ、又は提供しません。
- 3 私は、提供を受けた資料を、紛失しないよう適切な注意を払い、管理をします。
- 4 私は、必要がなくなった資料は、確実かつ適切に廃棄をします。

以上

※ これらの事項を遵守されなかったときは、今後の資料の提供が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。